

大田区都市計画審議会（第166回）

目 的	1. 東京都市計画公園（洗足公園）の変更（大田区決定）について 2. 東京都市計画防災街区整備地区計画羽田地区防災街区整備地区計画（大田区決定）原案について																		
日 時	平成30年12月18日（火） 開会 14時00分 閉会 15時18分																		
場 所	消費者生活センター 2階 大集会室																		
委 員	<table border="0"> <tr> <td>○ 小西恭一</td> <td>○ 中西正彦</td> <td>○ 福田大輔</td> </tr> <tr> <td>○ 今井克治</td> <td>○ 山中誠一郎</td> <td>○ 佐谷和江</td> </tr> <tr> <td>○ 高瀬三徳</td> <td>○ 安藤 充</td> <td>○ 松本洋之</td> </tr> <tr> <td>○ 末安広明</td> <td>○ 清水菊美</td> <td>○ 松原 元</td> </tr> <tr> <td>○ 樋口幸雄</td> <td>○ 平澤久男</td> <td>○ 田中 隆</td> </tr> <tr> <td>○ 高橋秀行</td> <td>欠 水野晋一</td> <td>欠 勝見忠法</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>	○ 小西恭一	○ 中西正彦	○ 福田大輔	○ 今井克治	○ 山中誠一郎	○ 佐谷和江	○ 高瀬三徳	○ 安藤 充	○ 松本洋之	○ 末安広明	○ 清水菊美	○ 松原 元	○ 樋口幸雄	○ 平澤久男	○ 田中 隆	○ 高橋秀行	欠 水野晋一	欠 勝見忠法
○ 小西恭一	○ 中西正彦	○ 福田大輔																	
○ 今井克治	○ 山中誠一郎	○ 佐谷和江																	
○ 高瀬三徳	○ 安藤 充	○ 松本洋之																	
○ 末安広明	○ 清水菊美	○ 松原 元																	
○ 樋口幸雄	○ 平澤久男	○ 田中 隆																	
○ 高橋秀行	欠 水野晋一	欠 勝見忠法																	
出 席 幹 事	副区長（川野） まちづくり推進部長（齋藤） 都市開発担当部長（青木） 都市基盤整備部長（久保） 都市基盤管理課長（保下） まちづくり計画調整担当課長（河原田） 防災まちづくり課長（瀬戸） 建築審査課長（中村） 都市計画課長（榊原）																		

傍聴者 5名

議 事	<p>議 題</p> <p>第 1 号議案 「東京都市計画公園（洗足公園）の変更（大田区決定）について」</p> <p>第 2 号議案 「東京都市計画防災街区整備地区計画羽田地区防災街区整備地区計 画（大田区決定）原案について</p>
	<p>議決事項</p> <p>第 1 号議案について、諮問のとおり定めることが適当である。 第 2 号議案について、諮問のとおり定めることが適当である。</p>
<p>その他</p> <p>提出資料</p> <p>参考資料</p> <p>当日資料</p>	<p>第 1 号議案 諮問文（写）</p> <p>事前資料 1 東京都市計画公園の変更（大田区決定）〔計画書〕</p> <p>事前資料 2 東京都市計画公園総括図 第 5・4・4 号 洗足公園</p> <p>事前資料 3 東京都市計画公園計画図 第 5・4・4 号 洗足公園</p> <p>事前資料 4 東京都市計画公園（第 5・4・4 号洗足公園）の変更 （大田区決定）について〔説明資料〕</p> <p>第 2 号議案 諮問文（写）</p> <p>事前資料 1 東京都市計画防災街区整備地区計画の決定（大田区決 定）〔計画書〕</p> <p>事前資料 2 東京都市計画防災街区整備地区計画羽田地区防災街区整 備地区計画総括図</p> <p>事前資料 3 - 1 東京都市計画防災街区整備地区計画羽田地区防災街 区整備地区計画計画図 1（地区の区分）</p> <p>事前資料 3 - 2 東京都市計画防災街区整備地区計画羽田地区防災街 区整備地区計画計画図 2（地区防災施設の配置）</p> <p>事前資料 4 東京都市計画防災街区整備地区計画羽田地区防災街区整 備地区計画（大田区決定）原案について〔説明資料〕</p> <p>羽田地区防災街区整備地区計画原案のあらまし</p> <p>羽田地区防災街区整備地区計画に係る用語について</p>

榊原幹事

お待たせいたしました。本日はお忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます都市計画課長の榊原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日予定しておりました、東京都からの意見照会であります第3号議案、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可についてでございますが、事業主から東京都に対しまして許可申請の取り下げがございました。よって、本日の諮問は取り下げということになりましたので、ご報告させていただきます。

それに伴いまして、先ほど事前に事務局のほうから書類の差し替え等をさせていただいております。お手元に配付資料、三つほど配付させていただいておりますが、差し替えもあったということで、私のほうから資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、右上に当日差し替えと書いてございます、本日の12月18日の審議会の次第です。裏面めくっていただきますと、委員会座席表、その次のページに審議会委員名簿、その裏面に幹事名簿ということで、A4、2枚表裏のものがございます。続きまして、第1号議案ということで、都市計画公園（洗足公園）の変更についてという冊子、次のページに事前資料1、A4のもの、次のページに事前資料2、A3のカラーのもの、次のページに事前資料3、これもA3のカラーのもの、最後に、事前資料4ということで第1号議案の概要について記載させていただいたものがございます。

最後に、三つ目の資料でございますが、第2号議案、こちらは羽田地区防災街区整備地区計画の冊子でございます。1枚めくっていただきますと、事前資料1（原案）ということで、下のほうにページがありますが、裏表の2枚でホチキス留めになっているものです。続きまして、第2号議案の事前資料2ということで、A3のカラーの図面です。その次、当日差し替え資料としまして、事前資料3-1、続きまして、同じく当日差し替え資料3-2というA3の図面です。その次、事前資料4、A4の縦の表裏になってございまして、その次が参考資料、原案のあらましというものでA3の横カラーのもの。最後に当日資料としまして、カラーのA4の縦のもの

がついてございます。

資料の過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。また、進めながら過不足等がございましたら事務局のほうに申し入れいただければ差し替えさせていただきます。

それでは、本日は今年度最初の都市計画審議会でございますので、川野副区长よりご挨拶を申し上げます。

川 野 幹 事 皆様こんにちは。副区长の川野でございます。

本日は大変お忙しい中、第166回大田区都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より大田区の都市計画行政の推進に関しまして、いつも温かいご指導とお力添えをいただきますことを心より御礼申し上げます。ありがとうございます。

大田区では、都市計画マスタープランに定めます都市づくりの理念、また大田都市づくりビジョンで示しました区の将来像を、区民の皆様と共有しながら中心拠点・地域拠点等のまちの魅力向上や都市防災性の向上など、未来へとつながるまちづくりに力強く取り組んでいるところでございます。

そのような中で、今回は洗足公園の都市計画変更につきまして、また、羽田地区防災街区整備地区計画の原案についてのご審議をお願いできればと考えてございます。

大田区のまちづくりに係るものにつきまして、皆様方のご審議をいただく場でございますので、忌憚のなきご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日は、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

榊 原 幹 事 それでは、続きまして、新任委員の皆様をご紹介させていただきます。平成30年4月1日付けで学識経験者のある者の委員、平成30年5月25日付けで区議会議員の委員、平成30年4月1日、6月1日、8月27日付けで区民または東京都もしくは関係行政機関の職員の委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。

お手元に配付させていただいております大田区都市計画審議会委員名簿をご覧ください。次第の次のページについてございますが、

新任委員の皆様につきましては、名簿備考欄に新任と表示させていただいております。

それでは、川野副区長より新任委員の皆様のご紹介をさせていただきます。大変恐縮ではございますが、お名前をお呼びいたしますので、ご起立いただければと思います。

川野幹事 それではお手元の名簿に従いまして、学識経験のある者の委員の皆様からご紹介をさせていただきます。最初に福田大輔委員でございます。

福田委員 福田でございます。大学では交通工学、交通計画を研究しております。どうぞよろしくお願いいたします。

川野幹事 続きまして、山中誠一郎委員でございます。

山中委員 大田区内で建築設計事務所を営ませていただいております山中です。よろしくお願いいたします。

川野幹事 続きまして、新任されました区議会議員の委員の皆様をご紹介させていただきます。最初に高瀬三徳委員でございます。

高瀬委員 よろしくお願いいたします。

川野幹事 続きまして、松本洋之委員でございます。

松本委員 よろしくお願いいたします。

川野幹事 続きまして、末安広明委員でございます。

末安委員 よろしくお願いいたします。

川野幹事 続きまして、清水菊美委員でございます。

清水委員 清水でございます。よろしくお願いいたします。

川野幹事 続きまして、松原元委員でございます。

松原委員 本日はよろしくお願いいたします。

川野幹事 最後に、区民または東京都もしくは関係行政機関の委員の皆様をご紹介させていただきます。

平澤久男委員でございます。

平澤委員 大田区商連の平澤です。よろしくどうぞいたします。

川野幹事 続きまして、田中隆委員でございます。

田中委員 下丸子で安久工機という町工場をやっています。どうぞよろしくお願いいたします。

川野幹事 続きまして、高橋秀行委員でございます。

高橋委員 高橋です。よろしくお願いします。

川野幹事 続きまして、水野晋一委員、水野委員につきましては、本日もご欠席というご連絡をいただいております。

続きまして、勝見忠法委員でございますが、勝見委員につきましても、本日もご欠席というご連絡をいただいております。

皆様よろしくお願いします。

以上でございます。

また、本日出席の幹事につきましては、ご覧いただいております委員名簿の裏面のとおりでございます。よろしくお願いします。

榊原幹事 ありがとうございます。新任委員の紹介は以上でございます。

続きまして、会長の職務代理につきましてご案内させていただきます。会長の職務代理につきましては、大田区都市計画審議会条例第4条第3項に「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」との規定がございます。会長の職務代理者でありました中井検裕委員が平成30年3月31日をもって退任されましたので、新たに会長に職務代理者をご指名いただきたいところでございます。

それでは、小西会長ご指名のほどよろしくお願いいたします。

小西会長 それでは、指名させていただきます。中西委員にお願いしたいと思います。

中西委員 はい。お引き受けします。

榊原幹事 それでは、中西委員、今後会長の職務代理者のほど、よろしくお願いいたします。小西会長、中西委員ありがとうございました。

それでは、会長、これより議事進行をお願い申し上げます。

小西会長 わかりました。それでは、開会に先立ちまして、本日の審議会の成立につきまして、事務局よりご報告願います。

榊原幹事 それでは、本日の審議会の成立につきましてご報告申し上げます。審議会の成立要件につきましては、大田区都市計画審議会条例第5条第2項におきまして、審議会は委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないと規定されてございます。本日の委員の出席状況でございますが、委員18名のうち出席16名、欠席2名ということになりまして、定足数を

満たしてございます。また、本日の傍聴申込数は5名となっております。

小西会長 ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありましたように、定足数に達しておりますので、本審議会は成立となります。

さて、本年最初の審議会だそうですが、この年の瀬も押し迫った中の皆様お忙しいときにご出席いただきまして、委員の方々本当にありがとうございます。私としましては、本会につきましては活発な意見の交換と効率的な運営を心掛けたいというふうに思いますので、ご協力をよろしくお願い致します。

ここで、第166回大田区都市計画審議会の開会を宣言いたします。審議に先立ちまして、本日の審議会の議事録署名委員を決めたいと思います。高瀬委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小西会長 ありがとうございます。高瀬委員、議事録の署名につきまして、よろしくお願い致します。

ここで傍聴者の入室を許可します。

(傍聴者入室)

小西会長 それでは、本日の議題につきまして、事務局よりご報告願います。

榊原幹事 本日の諮問案件は2件となりましたので、よろしくお願い致します。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。お手元に配付させていただきました第1号議案の諮問文をご覧願います。

それでは、読み上げさせていただきます。

第1号議案、都市計画公園（洗足公園）の変更（大田区決定）について。

都市計画法第21条第2項において、準用する同法第19条第1項の規定により、下記のとおり諮問する。

諮問文の朗読は以上でございます。

小西会長 それでは、東京都市計画公園（洗足公園）の変更につきまして諮問されましたので、これを議案といたします。

では、事務局お願いします。

河原田 幹 事

まちづくり計画調整担当課長の河原田でございます。

私のほうからは、第1号議案、東京都市計画公園（洗足公園）の変更についてご説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

それでは、お手元の資料、事前資料4の説明資料をご覧ください。まず趣旨及び経緯についてご説明させていただきます。

大田区の上位計画である大田区都市計画マスタープランや大田区緑の基本計画「グリーンプランおおた」では、大規模公園や台地部の自然豊かな樹林地を将来へ引き継ぐ重要な資産と位置づけ保全再生を図ることを目指しております。この施策について拠点公園・緑地の整備事業を推進し、公園区域の新設拡張整備を進めております。

本計画地は、面積約9.9ヘクタールの都市計画公園で、雑木林やクロマツ林、そして周辺を多数のハンノキ林などの貴重な樹木が現存し、動植物が多く見られる自然豊かな公園となっております。

今回、洗足公園に隣接する用地の取得に伴いまして、連続する公園や散策路と一体的な公園整備を進めることといたしまして、約0.06ヘクタールの区域を加えた洗足公園を拡張する都市計画変更を行うものです。

なお、本件は都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の東京都知事協議の規定につきましては、政令で定める軽易な変更を除くため省略しております。

次に、事前資料2の総括図及び事前資料3の計画図をあわせてご覧ください。

本計画地は大田区北部の台地部地域に位置する南千束一丁目及び二丁目各地内で、南千束二丁目26番街区内の一部を都市計画公園区域に追加いたしました。

事前資料3の計画図、赤色で示された部分が今回追加する区域でございます。用途地域につきましては、事前資料2の総括図をあわせてご覧ください。用途地域は第1種低層住居専用地域で、建蔽率は50%、容積率100%、準防火地域、第2種風致地区となっております。

事前資料4に戻っていただきまして、3の都市計画の内容について

てです。都市計画の変更内容は、事前資料1の変更概要の変更事項にお示しいたしました位置の変更、区域の変更、面積の変更となります。位置は大田区南千束一丁目及び二丁目各地内です。区域は事前資料3の計画図、赤色で示された部分が今回追加する区域でございます。変更後の区域は、緑の線で縁取りされた範囲となります。面積は約0.06ヘクタールを追加し、約9.9ヘクタールとなり、小数点以下第1位までを表示しているため、変更後も約9.9ヘクタールとなります。

事前資料4の4番、説明会の概要についてご説明いたします。説明会につきましては、平成30年10月12日（金）午後7時から千束特別出張所会議室にて都市計画変更原案について説明を行い、参加者は18名でございました。説明会では、公園整備や維持管理について参加者の皆様からご意見をいただきましたが、当該公園区域を拡張する都市計画変更に対する反対意見等はございませんでした。

5番の公告・縦覧についてです。公告・縦覧につきましては、平成30年10月24日（水）～11月7日（水）まで大田区まちづくり推進部都市計画課の窓口において実施いたしました。この間、意見書の提出は1件でございました。意見書の要旨といたしましては、公園整備に対するご意見で、子供たちが体を使ってのびのび遊べる公園をつかってほしいという内容でございました。これに対する区の見解といたしましては、整備の際の参考とさせていただくものでございます。その他、都市計画変更案に関する意見等はございませんでした。

私からの説明につきましては以上でございます。

小西会長 よろしいですか。それでは、委員の皆様からご質問やご意見がありましたらお願いします。

清水委員。

清水委員 清水菊美です。

ご説明ありがとうございました。ちょっと確認と伺いたいことがございます。

この0.06ヘクタールについては、区のほうから積極的に協力をお願いした土地なのかという点と、それから、今後中原街道沿いにも

民地等がありますが、こういった地域について、区のほうから先ほどからありますように、この公園をすばらしいものにしたいという区の思いは説明でありましたが、そういった地域の皆さんに区のほうで積極的にかかわるのかどうかについて教えてください。

小 西 会 長 河原田幹事。

河原田 幹 事 まず、用地の拡張の考え方についてからご説明させていただきます。

まず、用地の拡張につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、都市計画マスタープランやグリーンプランの中で公園区域新設・拡張整備を進めることとしておりますが、当然全てにおいて行うわけではなく、そこを買い取ったことによって一体的に使えて意義のある利用勝手ができるかと判断できた区域については拡張を進めていくという考えでおります。

今回の用地取得についてですが、今回の用地の取得につきましては、用地のほうの相続の関係で用地を売るという話がありましたので、区のほうと協議した結果、大田区で買い取りをするということになりました。

小 西 会 長 清水委員。

清 水 委 員 ご説明ありがとうございました。

やはり今回のこの用地についても、区民の皆さんからのご相談があった上で区がその用地を取得することについて意義があるかどうか確認した上で取得したという経過を伺いまして、ありがとうございました。ということは、今後もそういった区民の皆さんからのご相談の上に用地の拡張、公園の拡張については検討するというところで、区が積極的に用地の獲得に介入するということは今現在ないということではよろしいですか。

小 西 会 長 齋藤幹事。

齋 藤 幹 事 区としては魅力ある公園づくりというのを大きな目標にしてございます。その中で、例えば公園に隣接する用地がそれにとって寄与するといったようなことであれば買いますし、そうでなければ買わないといったようなことで、ケース・バイ・ケースでございます。その中で判断をさせていただくということでございます。

清水委員 結局、積極的にかかわらないということですね。ありがとうございました。
いました。

小西会長 平澤委員。

平澤委員 今のところは住宅があって相続問題からそういうお話になったと思うんですけど、清明文庫、勝海舟記念館のほうへ行く道路が大変整備されて結構なんですけど、その手前に今民家が2軒ほどありますんで、そこの通路が旧来のとおり、幅が狭いわけですよ。せっかく中の通路をあれして記念館のほうへ入りやすくなったんですけど、ここのところが大変窮屈な状況なんですけど、この民家を何とか、先方さんのご意見もあると思いますけど、左側のほうは東急さんのバスのUターン地点になっているということもあり、どっちかに譲歩していただくか、あれを買い取ることができれば、やっぱり記念館に入っていく通路が拡張するということ、入りやすくなるということをやっぱり進めていただきたいと私ども地元としては考えておりますが、そういう意向というか、お話を進展させる計画はあるのでしょうか。

小西会長 こういう整備に関する関連質問ということでよろしいですね。

平澤委員 これ緑の線の敷地内ですからね。公園指定の区域内だと思うんですけど、いかがでございましょうか。

小西会長 保下幹事。

保下幹事 都市基盤管理課長の保下から説明させていただきます。

現在の委員からご指摘をいただいた場所につきましては、洗足池図書館の南側に位置します中原街道からの入り口の部分だと思われ
ます。こちらにつきましては、現在、勝海舟記念館の整備に向けて
道路整備もあわせて行っているという状況で、来年この入り口部分
についても拡幅を予定しているという状況でございます。

小西会長 平澤委員。

平澤委員 計画はありがたいんですが、どちら側を拡張する計画なんですか。

小西会長 保下幹事。

保下幹事 現在、拡幅の予定につきましては、東急のバスの転回場のほうに
道路を広げてまいりたいと考えてございます。

平澤委員 わかりました。

小 西 会 長 よろしいですか。あとはいかがですか。

それでは、お諮りしたいと思います。委員の皆様のご質問とご意見が出尽くしたようですので、お諮りいたします。

第1号議案につきましては、諮問のとおり定めることが適当である旨答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小 西 会 長 では、ご異議がないようですので、第1号議案につきましては、諮問のとおり定めることが適当である旨答申いたします。

それでは、次の議案の審議に入ります。

大田区長より、大田区都市計画審議会会長宛てに平成30年11月12日付で第2号議案、東京都市計画防災街区整備地区計画羽田地区防災街区整備地区計画（大田区決定）原案についてが諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いいたします。

榊 原 幹 事 それでは、諮問文を朗読させていただきます。

お手元に配付させていただきました第2号議案の諮問文をご覧ください。

それでは、読み上げます。

第2号議案、東京都市計画防災街区整備地区計画羽田地区防災街区整備地区計画（大田区決定）原案について。

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

諮問文の朗読は以上でございます。

小 西 会 長 では、この議案を上程いたします。

幹事より議案の説明をお願いします。

瀬 戸 幹 事 それでは、本日の第2号議案、羽田地区防災街区整備地区計画原案について、防災まちづくり課長の瀬戸から説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

はじめに、地区計画策定の法定手続について説明させていただきます。

地区計画の策定については、まず原案を策定し、その原案を踏まえ案を策定するという二段階の手続が必要でございます。

今回お諮りいただきます原案につきましては、都市計画法第16条

及び地域力を生かした大田区まちづくり条例第17条に基づき住民説明会を開催するとともに、公告・縦覧を行い、意見書の受け付けをしました。そのような手続を経て本日原案を諮問させていただきます。

今後の手続として、本日の審議内容を踏まえ、内容をさらに精査の上、地区計画案を策定し、原案同様、住民説明会、都市計画法第17条に基づいた公告・縦覧や意見書の受け付けを行い、改めて地区計画案を都市計画審議会に付議させていただきたいと考えております。

それでは、第2号議案について具体的に説明させていただきます。

事前資料の4番、A4縦型のペーパー、そちらを中心に説明させていただきたいと思っておりますけれども、用語が若干難しいものもございますので、当日配付資料のA4縦の資料とあわせてご覧いただければと思います。

それでは説明します。今回地区計画原案で対象としている羽田一～六丁目までの地区は防災性に配慮した市街地環境の改善が求められる区域として「大田区都市計画マスタープラン」で重点課題の地区に位置づけられております。また「東京都防災都市づくり推進計画」において、羽田三～六丁目が整備地域となっているほか、「東京都木密地域不燃化10年プロジェクト」において重点的に改善を図る地区として羽田二、三、六丁目の不燃化特区に指定されています。

不燃化特区については、用語に関する資料に解説がございますとおり、東京都の制度を活用して、建て替え助成制度を設けるなど、都と区で連携して「燃えない」まちづくりを進めているところでございます。

次に、用語の資料の2番目の重点整備路線、こちらの内容について地区計画と関係が深いものでございますので説明させていただきます。

この羽田地区の中でも特に住宅が密集している羽田三・六丁目では、消防活動困難区域の解消を目的に、今回の地区計画で定める地区防災施設のうち、7号～9号の3路線を重点整備路線としており、沿道の皆様のご協力のもと、任意事業によりまして幅員6mに順次

拡幅整備しています。そのほか公園や広場の整備の取り組みなど、羽田地区では災害時の延焼危険性を改善するために様々な事業により「燃えない」まちづくりを進めております。

縦型の事前資料4番にお戻りください。

今回の地区計画では、木造住宅密集地域の防災性向上や道路拡幅を進める重点整備路線の整備などにより、総合的な防災関連事業の展開を図り、災害に強く安心して住み続けられる良好で快適な市街地を形成していくことを目標としています。

羽田地区では、地域の危険性を改善するため、地域の町会長などを中心とした「羽田の防災まちづくりの会」において、平成23年からまちづくりの検討を重ねてまいりました。この会からの提言に基づき、区で重点整備路線の拡幅などを行う計画を平成26年3月に策定し事業を進めているところです。そのほかにこちらの会からは今回の地区計画に関連して平成28年5月に災害に強いまちづくりを進めるために、地区計画の導入について提言をいただいております。

こうした経過を受けて、区では地区計画の検討を進め、アンケートや説明会などを実施してまいりました。今回ご審議いただく地区計画原案は、こうした経過なども踏まえ、区で地区計画の原案として取りまとめた内容でございます。

具体的な地区計画の内容につきましては、事前資料の一番最後に付けさせていただきましたA3のカラー刷りの資料、こちらが分かりやすくまとめたものがございますので、こちらで説明させていただきます。

羽田地区について、五つの区分についてそれぞれの土地利用の方針などを定めて、建て替えの際に利用されるルールを定めたという内容でございます。

A3の資料の右側の四角のところにルールの内容が記載されてございます。上側の四つが地区全体に適用されるルールでございます。

①の敷地面積の最低限度は、これ以上の建物の密集を防ぐためのルールであり、敷地を新たに分割する場合、最低限度を50㎡とします。

②の垣またはさくの構造制限は、災害時の塀の倒壊により道路の

閉塞などを防ぐため、道路面に垣またはさくを設ける場合生け垣またはフェンスとし、ブロック塀であれば高さを60cmまでとします。

次に③と④は良好なまち並みとするためのルールになります。③のルールは、風俗営業などの建物を建てることを禁止します。④のルールにつきましては、屋根や外壁の色彩を地区の環境に調和したものに制限するものでございます。

次に下の⑤と⑥は地区の中でも防災上重要な路線に対し適用されるルールになります。⑤の壁面の位置の制限は、道路拡幅を進めている重点整備路線沿道において、道路の幅員が確保できるよう壁面の位置を制限します。これにより拡幅予定の範囲には建物を設置することが禁止されます。⑥の間口率の最低限度、高さの制限は重点整備路線沿道や地区内で重要な避難路となるバス通り沿道に適用されるルールであり、道路をまたいで燃え広がりを防ぐためのルールです。道路に接する敷地の長さに対して建物の幅を70%以上確保するとともに、高さを5 m以上、おおむね2階建て以上に制限するという内容です。

最後に、説明会などの経過について説明します。改めて事前資料4番、A4縦型の資料にお戻りください。

こちらの4番のところに説明会に関する記載がございます。法定手続として、平成30年10月13日、10月17日の2回説明会を行いました。延べ59名の方に参加いただいております。主な意見は記載のとおり、早くしてほしいといった意見や、壁面後退に関しては道路整備と密接であり、丁寧な説明をお願いしたい。それから、地区計画の目標にあるバス通りの無電柱化や公園の拡張も随時進めてほしいといった関連事業に関する意見もいただきました。

地域力を生かした大田区まちづくり条例第17条に基づく公告・縦覧及び意見書の受け付けでございますが、縦覧は平成30年10月15日～29日までの2週間、意見書受け付けは10月15日～11月5日まで3週間行いました。縦覧者はいませんでした。意見書の受け付けで7通いただいております。引き続き進めてほしい。火災の不安がある。早急に実現してほしいといった意見。重点整備路線沿道で後退することなく建て替えられているため、建築確認時の対応を考え

てほしいといった意見がありました。また、バス通り沿道の方からは、建て替えの際に助成金を出してほしいといった意見もいただいております。賛成7通、反対意見はありませんでした。

以上で第2号議案の説明を終わります。それではご審議のほどよろしく申し上げます。

小 西 会 長 それでは、委員の皆様からご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

安藤委員。

安 藤 委 員 質問というのではないのですけれども、羽田のまちって私も今羽田に生まれ育って七十数年たっているのですけれども、やっと、まちが行政と一体となって対応していかれると。やはり羽田のまちのいろんな部分での影響というのは羽田空港というものがすぐそばにあって、そのための影響を受けてまちづくりができているというのが一つ。それからもう一つは、漁師まちであったというところが二つ目の特徴だというふうに思っています。

その中で、やはり戦後すぐですけれども、少なくとも自分たちの意思で立ち退かない形で早く出ていきなさいと。そういう形で多くの方が影響を受けて、もう着のみ着のまま場所を探すということで、すぐ川を渡って特に六丁目には多くの方がそちらのほうに急遽バラックでもいいし、それから物置でもいいからという形で移り住んできたという過去の経過があるんです。その過去の経過を見ていったときに、今から50年前の東京オリンピックのときに羽田のまちを何とかしていただきたいと要望したんですけれども、まだそのころは羽田のまちに対する思いというのが国や東京都に届かなかったという思いも私のほうにはございます。それを今回のオリンピックを契機として、都も区も早くから、もちろん大田区が主導的な役割をしていただいたという形でこういうまちづくりができ上がってくるということは、羽田に住んでいる約1万7,000名ぐらいの人たちの思いがここに結集されたと思っておりますので、なるべく早く安心して安全で、また将来にわたって次の形をつくれる、大変いわゆる防災上も安全であるし、そしてまた豊かな空港とともに発展するまちということで対応していただけることを強く望んで要望として

お伝えします。

以上です。

小 西 会 長 清水委員。

清 水 委 員 ご説明ありがとうございます。

防災の観点から、東京都においてもこの羽田の地域は大変危険な地域ということで、改善が必要となっているということは重々承知しておりますが、逆にみんなで助け合って火災等も少ない地域ということも聞いております。そんな中で今回こういう提案なんですけれども、住民のご意見は、説明会でも、それから縦覧でも賛成の意見が多かったということですが、やはり本当に住民の合意が何よりも大前提ということで、先ほど来も説明がありましたけれども、しっかりと納得の上に計画を進めるというふうにご説明がありました。ここは土地収用法というようなものは使わないと。強引な立ち退きはさせないということですのでよろしいのかどうかをまず1点ご確認をお願いします。

小 西 会 長 瀬戸幹事。

瀬 戸 幹 事 こちらの羽田地区のまちづくりの中で進めております道路拡幅事業、3本の重点整備路線につきましては、ご協力いただける方から順にやらせていただくという「修復型まちづくり」という形でやらせていただいております。でございますので、収用というような強制的な手法をとらずに任意事業で進めさせていただいているという状況でございます。

小 西 会 長 清水委員。

清 水 委 員 会長ありがとうございます。

この地域はやはり住宅密集地ですので、この地域から離れたくないというような方もいらっしゃると思うんですが、例えば区のほうでこの羽田地域で自分が今まで住んだところよりもそんなに遠くないところに代替地というようなものの提供というのが準備されているのかどうか、ご説明をお願いします。

小 西 会 長 瀬戸幹事。

瀬 戸 幹 事 こちらで進めております道路拡幅事業等で区の事業にご協力いただける方には生活の再建に必要な代替地を区のほうでご用意させて

いただいて、状況に応じて協力者には提供できるようにご案内しながら事業を進めているところでございます。

小 西 会 長 清水委員。

清 水 委 員 そこまで区がしっかりと住民の声を聞くという態度は評価できると思うんですが、その代替地というのがどの辺にこの資料で用意されているのか、今現状で1軒1軒と対応しながら進めていると思うんですが、その代替地が充足できているのか、ご説明ください。

小 西 会 長 瀬戸幹事。

瀬 戸 幹 事 代替地の場所につきましては、羽田六丁目の資料を見ながらいきますと、当日差し替え資料の3-2を見ていただくとわかりやすいかなと思うんですけども、ここの道路拡幅をしているのが地区防災道路7号、8号、9号でございまして、この8号のところよりも若干東側ですかね、のところにございます多摩川に近いところに1カ所土地を用意させていただいております、そちらをご紹介させていただいております。今のところ関心を示す方というのはいるんですけども、具体的にそちらのほうにもう代替地を購入して引っ越していただいたとか、そこまでの進捗はございません。交渉の中でそういったことも関心がおありの方はいますので、こちらのほうでご紹介しているという状況でございます。

小 西 会 長 清水委員。

清 水 委 員 ありがとうございます。やはりそういった長年住み続けたまちから離れたくないというご意見にはしっかりと沿っていただきたいと思えます。

それから、最後の質問になりますが、先ほどの意見書のところの主な意見の一番最後に、建て替えに当たって助成金を出してもらいたいというご要望があるんですが、この助成金というのは現実に出るのかということと、これはその方々の建て替え等の規模に応じているものかどうかをご説明ください。

小 西 会 長 瀬戸幹事。

瀬 戸 幹 事 今回、地区計画に関するご要望の中でも、特別なルールがある中で、建て替えに関する助成金というご要望はいただいております。区としましても、こういったルールを入れる中で建て替えを支援で

きるような制度を入れていく必要があるというふうに認識してございます。具体的に申し上げますと、当日差し替え資料3-1でお配りさせていただきましたA3の資料、こちらの赤い点線で囲ったエリアにつきましては、そこの地域の方だけに適用されるルールということで、間口率の最低限度ですとか高さの最低限度を入れるということを予定しております。こうした特別なルールが入る方につきましては、建築費の一部を助成する国の都市防災不燃化促進事業というものがございまして、そちらの事業導入について検討しており、今回の地区計画の検討とあわせて所管する東京都と具体的な協議を進めているところでございます。こういった事業導入に向けての協議、こうしたものもしっかりと検討を進めて、地区計画におきましてもこういった協議の中で必要な修正があるということであれば、次の手順の地区計画案を作成する段階で、状況に応じて必要な修正なども加えながらこういった声に応えていきたいと考えているところでございます。

小 西 会 長 清水委員。

清 水 委 員 ご説明ありがとうございます。今日は原案ということで、案を出していただくときに、そういった要望に応えた具体的なものも出していただけるということで安心しておりますが、やはり今までの生業や生活を変えねばならないという方々がおられると思いますので、その辺については丁寧に行っていただきますよう要望いたします。

以上です。

小 西 会 長 平澤委員。

平 澤 委 員 今、清水委員のご質問もとてもだと思んですけど、安藤先生がご説明したとおり、終戦直後、進駐軍の命令で羽田地区の稲荷橋から海岸寄りの方は48時間以内に撤去しろということで大変な思いをして移動されたということが70年前にあったわけですね。そういう方が今住みついでいらっしゃる地域に多いと思うんです。そういう方はまたかよというような状況が出てくると思うので、大変、時代の格差というものもございまして、この3-1の資料で、赤い線のところで見た縦型の何か3本の赤い線があるんですけど、こ

れは行きどまりの道路になってしまうのでしょうか。やっぱり防災のために居住されている方もやっていただくことはありがたいんですけど、自分の不動産を動かすということは大変なことだと思うんですね。代替地に移るにしても相応の費用がかかるということで、補償というか補助というか、援助をしていただけるべく施策をとっていただくほうがベターだと思いますけど、ただ、やっぱり住みついているとなかなかここから移動しようという気が起こりかねるのが人間かと思うのですが、そういう安心・安全のまちづくりのために計画されているのだとは思いますが、その辺の居住者の心理をお酌み取りをいただきながら計画をしていかなければ、真ん中の方だけいいよといって動いても、道路に突出している部分を俺は動かないと言われたら強制法でやらざるを得ないのかどうか、そういうジレンマが出てくるのだと思いますが、その辺をよく十分勘案して事を進めていただきたいなど、私は大田区民の一人として、そういう思いを戦後にしておりますので、父親とともに手伝いに行って、必死の思いでリヤカーで移動したことを思いますと、そういうことを汲み取って事を進めていただければありがたいなと思います。大田区は何てえげつないやり方やるなということを残さないようにやっていただきたいと思います。

以上です。

小 西 会 長

瀬戸幹事。

瀬 戸 幹 事

今、最初のほうでありました、3-1の資料で行きどまりなのかというお話につきましては、こちらの3-1の資料はそのルールを導入するエリアを表示したものであるということでございますので、道路については次の3-2の資料のほうが線についてわかりやすく記載させていただいております。いわゆる道路を拡幅しております地区防災道路7号、8号、9号というのはこういった形で、その先の5号ともつながっておりますので、行きどまり道路を整備するのではなくて、もともとあるのですが、こういった道路ネットワークを全体として整備していくという考えの中で今回こういった地区計画も考えているところでございます。

それから、2点目のほうでございました、この地区計画と非常に

関連の深い道路を広げていく、そういった事業、こちらにつきましては、私どもの地区計画の説明会をさせていただく中で、非常に密接な関係のある道路を整備する事業については、しっかりと影響のある地権者の方にご理解をいただくような説明をしており、先ほどのような代替地だとか、生活再建のいろいろなメニューを提示して相手方の要望にかなうような形でやってほしいというような声は本当に多数いただいております。そういった声を大事にしながら、あくまで任意の事業でやらせていただくということで、事業導入のときから、地域の声を形にするような仕事の進め方をしておりますので、引き続きいろんな皆様のお声をいただいて、それに応えられるように、なおかつこういった危険な羽田地区を少しでも早く改善できるように協力を訴えて事業を進めさせていただきたいと考えております。ありがとうございました。

小 西 会 長 佐谷委員。

佐 谷 委 員 ちょっと2点ほどご質問です。この道路なんですけど、どういう考え方で道路の計画というか、これを入れられているのかということで、ちょっと見ますと、この地区防災道路2号とか、現道がありそうなので環8まで入れてもいいのかなという感じがするので、あと、地区防災道路5号も、もうちょっと東、これも現道がありそうなので東側まで入れてもいいのかなとか、ちょっと状況がわからないのでその辺どういうお考え方なのかということが1点ですね。

それから2点目は、今回整備されることによってどういう効果があるのかということで、不燃領域率とか、どういう指標で効果を考えられているのかがわからないのですが、今回3本6メートル入れるということで、その効果としてどういうことを検討してこうなりますというのが言えるのかということをお教えいただきたいと思えます。

小 西 会 長 計画の内容ですね。瀬戸幹事。

瀬 戸 幹 事 今ちょっと2点ほどお話があったかなと思うんですけども、1点目の道路ネットワークに関する質問でございますけれども、資料で申し上げますと、当日差し替え資料の事前資料3-2というところに、今回の地区計画の考え方の基礎となる道路ネットワークの図が

ございます。この中で、道路ネットワークをどういうふうにかけてこれをつくったかということでございますけども、まずこの地区内の重要な避難路だとか、そういったことを円滑にするための道路ネットワークをある程度網をめぐらせる必要があるということが1点。それから、このエリアの中で、まず円滑に人を避難させるですとか、そういった考え方がございますので、環8につきましては、外側の部分である程度幅員の広く安全な道路としてもう既に整備されていると。課題はこの羽田地区の中にお住まいの方が災害があったときに円滑に逃げるということでございますので、そういった道路網を均等に広げるという考えと、こちらに書いてある道路につきましては、一定程度もう幅員が確保されている場合が多いということで、この道路の具体的な幅員みたいなのが事前資料の1枚めくりました2ページ目のところに地区防災施設ということで道路の幅員がございます。この中で拡幅ということになっています7号、8号、9号以外の道路幅員につきましては、既設の道路幅員が入っているということで、こちら見てもわかりますとおり、羽田地区は非常に細い道路が多いんですが、この地区防災道路については一定の幅員が確保されている道路ということで、まず選んでいると。その上でバス通りの南側の羽田三・六丁目は非常に密集していて、ここの避難路がなかなか確保できていない。また消防活動にも障害があるということで、このエリアにある程度既存の道路をベースにそういう避難路としての確保が必要だという考え方から、この7号、8号、9号については、こういった全体のネットワークを考える上で避難が円滑にできるように拡幅を6mにしていくと。そういう考え方で道路拡幅をしていくというところでございます。

今回のこの地区計画による効果はどういうものなのかというようなこと言いますと、その道路の部分の流れで言いますと、この7号、8号、9号のところは、まず消防車が円滑に入ることができないということで、この三・六丁目につきましては、そういった火災の際の消防活動に非常に弊害があるため、今回の道路も含めたこういった整備を進めていくことによって、ここの特に三・六丁目地区の安全なまちづくりが進むことになる。そういった災害時に円

滑な避難と消防活動につなげることができるというような考え方で、道路拡幅の事業とあわせて今回地区計画で道路の壁面後退も組み合わせて安全なまちづくりをさせていただきたいという内容です。

最後、不燃領域率というご質問があったかなと思うんですけど、そちらにつきましては、この道路拡幅事業の道路を入れることによって不燃領域率の改善につながるというのは間違いなくございます。そういった意味もございますけども、道路につきましては、基本的には避難路確保というのがメインの内容で、不燃領域率の向上にもつながるといような内容かなと考えております。そちらの不燃領域率はエリア全体の改善という考え方になるかなと思うんですけども、そういったものにつきましては、これとは別で実施しております不燃化特区の建て替え助成事業ですとか、除却助成事業、こういったものも羽田二、三、六丁目には入れさせていただいております、エリア全体の改善については、そういった区独自の助成事業も組み合わせて避難路確保とエリア全体の不燃領域率向上をいろんな手法を使ってやらせていただいているというところでございます。

小西会長 佐谷委員。

佐谷委員 ちょっと先ほどお尋ねした地区防災道路2号とか5号がちょっと行きどまりというよりは、もうちょっと何か長くてもいいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどういう理由なんでしょうか。

瀬戸幹事 2号につきましては、こちらには線路があってこの先に行けないという状況がございますのと、5号につきましては、ここは川べりが近いというのもございますのと、一定の考え方としてはネットワークをつくるというのもございますので、ここの道路を5号と9号でつなげることで、一定の方はこの道路2路線を通過して避難すればどこかしらには避難できるだろうということで、こういった道路網の計画も地区計画を所管している東京都とも協議しながらネットワーク図をつくらせていただいたという状況でございます。

小西会長 佐谷委員。

佐谷委員 わかりました。以上で結構です。

小西会長 樋口委員。

樋口委員 会長、実はこの弁天橋通りですか、この道路拡幅を以前に審議会

で提案したことがあるんです。この道路を早く広げてくれないかと。その意見をここで話したことがあるのです。そのときには担当の部長さんが、そういう時期が来たときには広げる計画をという答えをいただいたんだけど、防災にかけてこういうふうに弁天橋6号線ですか、これが広がること、これは非常にももちろん防災にもいいんだけど、大田区の跡地にかなりのビルが建ちますよね。交通網の問題、これが環8やほかの道路だけで、恐らくこの羽田の人は大変迷惑するんじゃないかと。この道路がきちんと整備すれば、防災にも、それから交通網についても非常に羽田の方は助かるんじゃないかなと思うんですよ。そういう意味では、この優先度というのかな、僕の聞きたいのは、この弁天橋通りなんて一番最初にここの住民たちにそういう防災も兼ねた羽田空港の発展も兼ねた両方の意味で皆さんのご協力をお願いしたいというような話し方を丁寧に関係者にお話しして、そういう方向性で行くということ、ここは何というの、提案する場所だから、そういう方向性というのはいんじゃないかと思うんですけど、会長、いかがでしょうか。

小西会長 本日の審議は、地区計画原案の提示と説明ということで、多分この審議会の中でそれをお諮りして、いただいた意見を地区計画の案を練り上げる時点で生かしていきたいという面もあるわけで、多分、今のお話は理事者のほうに聞こえている話なので、まずどういうふうな事業の入り方、スケジュールを持っていくかということになると思います。

樋口委員 なるほど。

小西会長 それで、後で、まとめて幹事のほうから説明していただくかと思っていたんですが、今の時点で答えたほうがいいのか。一問一答でやったほうがよければ、瀬戸幹事、これについて。

瀬戸幹事 まず、この地区計画の中での、今ご指摘がありました地区防災道路6号線、いわゆるバス通りでございますけど、こちらをどう考えているのかということでちょっとお話させていただきますと、今回この地区計画の中でも羽田地区を東西に貫通しているこの道路につきましても、東側の羽田空港、それから西側の公園につながる道路ということで、どちらにも避難に通ずる道路のため、非常に防災上

重要な道路だというふうなことで計画上も位置づけてございます。

幅員に関しては、既に11mぐらいあるということで、幅員をこれ以上広げるということは今の時点では考えてございませんので、幅員を広げるという考え方はないんですが、防災上そういう避難に使う大事な道路であったり、火を食いとめるという意味では、こういう空間がある道路というのは防災上まちづくりをする上で非常に重要な道路になりますので、避難路ですとか、火を食いとめる道路として有効に機能させる必要がございます。

そういう考え方から、地区計画のルールでも、このバス通りにつきましては、間口率といたしまして、建物の幅を敷地に接する長さに対して7割以上建物の幅を設けてくださいとか、高さが火を食いとめるように5m以上にしてくださいといった、ルールを入れていくというような考え方になっております。

その地区計画のルールを入れるに当たっては積極的に、今の基準による燃えにくい建物に建て替えていただくことによってまちづくりが進むという面もございますので、先ほどご説明させていただきました、このバス通りにつきましては、建て替えの助成金もあわせて入れて、燃えにくい高い建物をここでつくって壁をつくってもらおうと。そういったものを入れてもらうというような考えで、拡幅ではないんですが、ここの防災上重要な道路にできるようにということでやらせていただいています。

最後に、そこの防災上重要な道路ということでございますので、ここのバス通り沿いの電柱が倒れたりだとか、そういったことがあると災害時のいろんな活動に支障があるということで、あわせてこのバス通り沿いの電柱を地中化していくと。そういった形でこの重要なバス通りを防災上機能性を高く持っていくというようなまちづくりを地区計画とあわせて、いろんな事業等とも組み合わせて進めているところでございます。

樋口委員 会長、わかりました。よろしく申し上げます。

小西会長 ほかの委員の方々ご質問ありますか。

なければ、今、原案の話と、これから練って、もう一回都計審に諮られる案の話が、ある種ちょっと混同している面がありますので、

この原案は原案として受けとめていただいて、今後、案にするためにどのようなことを区として留意して注力したいかというような話がありましたら理事者のほうからお願いをいたします。

では、瀬戸幹事。

瀬戸幹事 いろいろとご意見をありがとうございました。

こちらの地区計画につきましては、いろんな事業を組み合わせさせていただいて、防災まちづくりを進めさせていいただいているところでございます。今回の地区計画の意見にもございましたけれども、バス通り沿道だとか、こういった特別なルールが入るところには助成金を入れてほしいとか、そういった要望に対してしっかりと応えてまちづくりを進めていく必要があると思いますので、そこら辺の事業導入に向けた協議を並行して進めていくと。それと、この地区計画は地区計画設定後に建築条例というのを制定して、それによっていわゆる建物を建てるときの建築確認の際に義務づけされるというものでございますので、こういった条例などを制定する際に必要な協議も今やらせていただいているところでございます。

今回は原案でございますけれども、次の案を策定する際には、そういった一歩前に進むためのいろんな協議事項を踏まえて、必要な修正があればさせていただいて、次回、機会があればぜひ提案させていただきたいと考えているところでございます。

齋藤幹事 会長すみません。補足をさせていただきたいと思います。

小西会長 齋藤幹事。

齋藤幹事 助成金の話が先ほど出てございます。これに関しましては、区としましても、この防災街区整備地区計画を整備する上で必要であればやっていきたいというふうには考えておりますけれども、一方で、助成金というのは、この地区計画に限らないんですが、個人資産の形成に与える影響というのが非常に大きいものでございます。したがって、そことのバランスとか、それから、その助成金をやることによって公的な目的が果たしてどれくらい達成できるのかというところを総合的に勘案しながら決めていきたいと思っておりますので、その点あわせて、誤解のないようよろしくお願いしたいと思います。

小西会長 皆さん誤解はしていませんね。

平澤委員。

平澤委員　たびたび申し訳ございません。今、計画されていることは現在の感覚でやっているのは当たり前なことなのですが、ただ、日本の人口が2050年には8,000万になってしまうとか、あるいはその先5,000万になってしまうというようなことを言われている時代で、例えば道路網の幹線道路の敷地で100mあったら70m以下、10分の1にしても7割を建物で建てなければいけないという、あるいは何階建て、何mまでの高さにしてくれと言われるんだけど、不動産を持っている者からしますと、果たして将来それだけの需要があるかどうかという問題も出てくるのですね。残ったものは不動産に対して固定資産税を納めなければならないという宿命もあるわけで、そうしますと、今、自動車もカーシェアというんですか、そういうような時代になってきて、住宅にしてもシェアハウスとか何とかうちの近所にもそういうのが出てきていることも現実で見ると、果たして将来を勘案してこの計画でやってくれなきゃ困ると言われた不動産所有者というのは非常に困惑するということも出てくるのだと思うんですね。その辺をやっぱり将来を見据えて一つご意見をまとめていただかないと、不動産所有者、地権者に対しての配慮が乏しいというような意見が出てくるとも限らない。

これは、ちょっと将来を失望的に見ている考えかもしれませんが、現実としては、空き家対策にしても、壊してくださいという、壊せば固定資産税が6倍になるということも現実なんですね。その辺をやっぱりよく考えて計画というのを考えていただきたい。

後藤新平が第一京浜をあれだけの広さにしたときには、発想したときは、こんな幅の広い道路をつくって、あいつは頭が狂っているんじゃないかと言われても、現在にしては大変な功績だったということもある。その辺のジレンマというのが必ず何の計画にも出てくると思うんですけど、日本の将来の人口減少というものを考えるときに、多少のそういうことも、やはり将来像を考えて計画してもらいたいと私は思います。

以上です。

小西会長　今のご質問には答えますかね、私のほうから。

地区計画というのは多分策定までの間に相当な年月がかかるわけで、その間の状況の変化というののもかなりあるということは事実で、それだから２段階に分けてあって、原案の中で地域の意見の集約をした上で、17条で幅広い意見の集約を図ってよりよい案にして決定してしまうというところがあります。今、平澤委員が言われたように、決定されれば、ある種強制力を持つわけですから、決定までの間にどれだけの説明ができたかというのが、都市計画が守れるか守れないかの別れ目になるということだと私は思っておりますので、今の委員の方々のご意見を区として受けとめた上で地区計画の案の上程に邁進していただきたいというところが今回の多分意見的に一致する部分かと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、第２号議案についてまとめたいと思えます。

第２号議案につきましては、諮問のとおり定めることが適当である旨答申したいと思えますが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小 西 会 長 それでは、ご異議がないようですので、第２号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨答申いたします。

本日は長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。事務局からの報告事項があればお願ひします。

榊 原 幹 事 既に委員の皆様には次回以降の開催予定を通知させていただいているところがございます。次回以降の都市計画審議会の日時につきまして、改めてご案内させていただきます。

次回、第167回大田区都市計画審議会は、平成31年1月10日(木)午前10時からでございます。場所は区役所本庁舎2階会議室を予定してございます。もう一度言いますと、次回は平成31年1月10日(木)午前10時から区役所本庁舎2階会議室で予定してございます。

続きまして、次の第168回大田区都市計画審議会は、平成31年3月18日(月)午前10時から、場所はこちらになります、消費者センター2階大集会室。もう一度言いますと、平成31年3月18日(月)午前10時から消費者生活センター2階、この場所、大集会室で開催

を予定してございますので、ご出席のほど、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

小 西 会 長 それでは、これをもちまして審議会を終了します。本日はありがとうございました。

午後 3 時18分閉会